

1. 理解と交流		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(1) 啓発・広報活動の推進					
①	広報誌やホームページ等の各種広報媒体を通じ、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及、啓発に努めます。	ふくし課	・毎年広報さかいで12月号で「障害者週間(12月3日～9日)」の記事を掲載し、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めている。 ・ヘルプマークの啓発・配布(H30～) 平成30年度にヘルプマークの普及のため、坂出駅での啓発活動にも協力	・広報誌による周知は有効な手段と考えているが、広報誌のみにとどまっている。 ・平成27年度より、「地域生活支援事業」の「理解促進研修・啓発事業委託料」を予算計上しているがこれまで実績はない。	(継続・見直し・廃止) ・新庁舎のデジタルサイネージの活用 ・市ホームページでの周知 ・理解促進研修・啓発事業の効果的な実施
		けんこう課	・障がいや障がい者に対する市民の正しい理解を促進する啓発活動は行っており、障がいの原因となりうる疾病を未然に防ぐため、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、疾病予防に関する知識等の普及啓発を実施。 ・ヘルプマークについてのポスターの掲示や窓口でのヘルプマークの配布をしている。	・障がいの原因となりうる疾病の予防を通じて、障がいや障がい者に対する正しい理解について普及啓発をしていくことはできるが、障がいや障がい者に対する正しい理解についてのみを普及啓発していくのは難しい。	(継続・見直し・廃止)
		秘書広報課	・「広報さかいで」への記事掲載、および同誌内の「相談あれこれ」で各種の相談コーナーを兼集した記事を掲載		(継続・見直し・廃止)
②	障がいや障がい者に対する市民の一層の理解を深めるため、関係機関や関係団体と連携した講演会や講座等を開催します。	ふくし課	・「手をつなぐ育成会」(H30・R1、市後援)や「発達障がい児の親の会」(H27～R1、市後援)が自主的な講演会等を実施している。	・平成27年度より、「地域生活支援事業」のうち、「自発的活動支援事業委託料」を予算計上しているが、これまで実績がない。	(継続・見直し・廃止) ・関係団体における自発的活動を支援していく。 ・自発的活動支援事業の効果的な実施の検討
③	坂出市人権啓発推進会議による人権啓発活動を実施します。	人権課	・「坂出市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、坂出市人権啓発推進会議を中心とした啓発活動を実施するとともに、市広報誌、本市ホームページ、スポットCM等を活用した啓発に取り組み、障がい者差別などの人権問題への市民の理解と認識を図っている。	・坂出市人権啓発推進会議でさまざまな活動を行っているが、新たに関心の高まってきている人権問題に対応する必要がある。	(継続・見直し・廃止) ・「坂出市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、今後とも坂出市人権啓発推進会議を中心とした啓発活動を積極的に実施するとともに、これまでの活動の成果を損なうことなく、創意工夫を凝らした啓発手法を研究し、関係機関と連携した活発な啓発活動に努める。
(2) 交流・ふれあいの推進					
①	各種行事に障がい者が参加しやすいよう、自治会をはじめ、地域団体や学校に協力を求め、地域で行われる交流・ふれあい活動を推進します。	ふくし課	・「坂出市友愛のつどい」による障がい者ふれあい交流事業の実施		(継続・見直し・廃止) ・抽象的な計画となっており、具体的にどのような取り組みが求められているか不明瞭。
		学校教育課	・地域で行われる交流やふれあい活動への参加要請に応じ、協力するように努めている。		
		生涯学習課			
②	障がい者施設や特別養護老人ホーム等、社会福祉施設での交流・ふれあい活動に地域の人が参加しやすいよう、推進します。	ふくし課	・ふくし課独自の取り組みはなし ・「坂出市友愛のつどい」による障がい者ふれあい交流事業の実施(五色台病院プルミエ)		(継続・見直し・廃止) ・友愛のつどい実行委員会への支援、施設・事業所の取り組みの後方支援(情報提供等)は今後も継続していく。
		かいご課	・各社会福祉施設において、地域交流やふれあい活動は実施されている。(例えば、施設の夏まつり、施設内の会議室の開放、地域の行事参加、健康づくり教室など) ⇒それぞれの地域住民と施設との垣根のない交流が図られている。		(継続・見直し・廃止) ・社会福祉法等の一部を改正する法律(H28)による改正後の社会福祉法および厚労省の「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」(H30.1)の通知にあるように、「地域における公益的な取組」の実施が介護サービス事業所等をはじめとする社会福祉法人の責務となっているため、今後とも計画内に盛り込む必要があるのか、検討する必要がある。
③	障がい者のふれあい交流事業「坂出市友愛のつどい」や「まなとピアフェスティバル」等、各種行事での障がい者と地域住民の交流を支援します。	ふくし課	・「障害者ふれあい交流事業補助金」を本市より拠出。 ・「友愛のつどい」の当日の支援(社会福祉協議会と連携) ※別紙表1参照	・ボランティア等、地域住民の参加者数が低調	(継続・見直し・廃止) ・今後とも友愛のつどい実行委員会への支援を継続していく。 ・「まなとピアフェスティバル」がH27年を最後に終了したため、計画への盛り込み方について要検討。
		生涯学習課	・「まなとピアフェスティバル」は平成27年で終了し、次年度より、「生涯学習フェスタ」を開催している。主に生涯学習の発表の場として、公民館講座や働く女性の家講座、自主グループの成果を発表・展示しており、障がい者と地域住民の交流という観点からは、行われていない。	・以前は、障がい者団体による販売コーナーにて、障がい者自身が食べ物などを販売し、市民との交流に寄与していたところもあったが、生涯学習フェスタとなり、規模も縮小し、飲食等の販売もなくなり、障がい者と地域住民との交流については難しい状況となっている。	(継続・見直し・廃止) ・障がい者と地域住民の交流を目的とした行事の計画がないため。
④	障がい者団体の活動を活性化するため、障がい者等による地域における自発的な取組みを支援します。	ふくし課	・「手をつなぐ育成会」(H30・R1、市後援)や「発達障がい児の親の会」(H27～R1、市後援)が自主的な講演会等を実施している。	・平成27年度より、「地域生活支援事業」のうち、「自発的活動支援事業委託料」を予算計上しているが、これまで実績がない。	(継続・見直し・廃止) ・関係団体における自発的活動を支援していく。 ・自発的活動支援事業の効果的な実施の検討
⑤	障がい者団体同士が交流し、相互の理解を深めるような機会づくりを促進します。	ふくし課	・独自の取り組みはなし。 ・本市も支援している「坂出市友愛のつどい」では3障がいの関係団体も参加し、交流の場となっている。		(継続・見直し・廃止) ・各団体のニーズを確認したうえで、社会福祉協議会とも連携し、可能な限り自発的な活動として、持続可能な関係団体間の活動内容の検討を促進する。

1. 理解と交流		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性	
(3) 福祉教育の推進						
①	幼児教育や学校教育の中で、発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、総合的な学習の時間等を利用した福祉体験や研修会等の充実を図ります。	ふくし課	・ふくし課独自の取り組みはなし。	/	(継続・見直し・廃止)	
		こども課	・生命尊重・人権尊重の精神に立ち、発達段階に応じた人権・同和教育を推進するため、幼児教育と学校教育が連携した研修や資料の開発、それを活用した実践等を継続している。		・各校園と家庭、地域の連携と自他を尊ぶ実践、研修の充実を図る。	(継続・見直し・廃止)
		人権課	・子どもの発達段階に応じ、幼児教育や学校教育の中で、人権教育を推進している。また、市民に対しては一人ひとりの生涯の中で、家庭、地域社会、職場などあらゆる機会を通じて人権教育・啓発に取り組んでいる。		・人権教育・啓発は市民一人ひとりの心の方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。	(継続・見直し・廃止) ・市民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、障がい者差別などの人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、対象者の発達段階に応じながら、創意工夫を凝らした人権教育・啓発が必要である。
		学校教育課	・特別の教科道徳や特別活動の時間を活用し、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、思いやりの心など人間尊重の精神を養うために年間指導計画のもと適切に指導している。とりわけ、道徳の時間では、障がい者や福祉活動について考える読み物資料を巡って道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に努めている。 ・坂出市教育研究所学校人権・同和教育啓発資料作成部会による「2019年度版 人権・同和教育を進めるために」を活用し、障害者差別解消法の理解促進に努め、学校における合理的配慮を心がけた指導をしている。		/	(継続・見直し・廃止) ・福祉体験の内容におよぶと、1(4)②と内容が重なる。
②	障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを促進します。	ふくし課	・毎年広報さかいで12月号で「障害者週間(12月3日～9日)」の記事を掲載し、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めている。 ・ヘルプマークの啓発・配布(H30～) 平成30年度にヘルプマークの普及のため、坂出駅での啓発活動に協力 ・令和元年度に、民生児童委員協議会連合会の専門部会で発達障がいに関する講演を実施。	・平成27年度より、「地域生活支援事業」のうち、「理解促進研修・啓発事業委託料」を予算計上しているが、これまで実績はない。	(継続・見直し・廃止) ・これまでの取り組みも継続するとともに、理解促進研修・啓発事業の効果的な実施を検討する。	
(4) ボランティア活動の推進						
①	社会福祉協議会と連携し、市民による障がい者等に対するボランティア活動(地域福祉活動)を促進します。	ふくし課	・ふくし課独自の取り組みはなし。 ・社会福祉協議会のボランティアセンターの活動	/	(継続・見直し・廃止) ・障がいに関する啓発を通じたボランティア活動の機運を醸成させるとともに、社会福祉協議会と今後とも連携を図る必要がある。	
②	障がい者施設での介護体験等の学校教育におけるボランティア体験学習や交流、イベントを通じたボランティア活動の充実を図ります。	ふくし課	・ふくし課独自の取り組みはなし。	/	(継続・見直し・廃止) ・他課の取り組みの後方支援を継続	
		学校教育課	・中学生の職場体験学習で障がい者施設や老人福祉施設での介護体験活動などを行い、障がい者理解や高齢化社会の現状について学んでいる。 ・小学校では、高学年児童が総合的な学習の時間を活用して、福祉に関する学習を行い、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験などを実施している学校もある。 ・身近に福祉施設がある学校は、施設訪問をし、高齢者、体の不自由な方々との交流を図っている。	/	(継続・見直し・廃止) 1(3)①との関係1(3)①と統合)	
2. 生活支援						
(1) 相談支援体制の充実						
①	障がい者やその家族が、不安を解消したり、様々な施策、サービスを円滑に利用し、安心して生活できるよう、窓口だけでなく電話やメール等、利用しやすいきめ細かな相談体制の充実を図ります。	ふくし課	・3障がいの相談支援委託事業を実施。令和元年度からは、アルプス香川・ふじみ園の協力で発達障がいに関する相談日を設けてきめ細かな相談体制を整えた。 ・広報やホームページにて相談窓口を周知し、窓口だけでなく、電話やメールでの相談を受けている。	・相談内容が多岐にわたり、専門的な内容も多いため、相談員の質の向上が課題である。	(継続・見直し・廃止) ・窓口だけでなく、電話・メールでの相談を継続し、相談員の質の向上のため、研修の参加や、自立支援協議会での事例検討を実施していく。	
②	発達障がい者(児)や高次脳機能障がい者、難病患者等、障がい者手帳を持たない障がい者(児)の相談支援を関係機関と連携して行います。	ふくし課	・3障がいの相談支援委託事業を実施。令和元年度からは、アルプス香川・ふじみ園の協力で発達障がいに関する相談日を設けてきめ細かな相談体制を整えた。 ・広報やホームページにて相談窓口を周知し、窓口だけでなく、電話やメールでの相談を受けている。 ・相談内容により、適切に関係機関へつなげられるよう、自立支援協議会等を通じ関係機関との情報共有・連携を図っている。	・相談内容が、多岐にわたり、専門的な内容も多いため相談員の質の向上が課題である。	(継続・見直し・廃止) ・相談員の質の向上のため、研修の参加や、自立支援協議会での情報共有や事例検討等を継続して実施していく。	
③	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員による活動を推進するとともに、新たに精神障がい者相談員を設置(平成27年度実施)し、地域の相談体制を強化します。	ふくし課	「坂出市障害者相談員設置要綱」の規定に基づき、市が委嘱した身体・知的・精神障がい者相談員が、障がい者の更生支援に関する相談に応じ、必要な指導、助言等を行っている。 推進体制：身体障がい者相談員(4名) 知的障がい者相談員(2名) 精神障がい者相談員(H30～:1名(R2～:2名) ※別紙表2参照	/	(継続・見直し・廃止) ・地域において、障害者自立支援法に基づくピアカウンセリングの実施や計画相談支援・地域相談支援の提供に当たり、当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなどその役割は一層期待されるところであり、今後とも、相談員の相談援助の充実が図られるよう努めていく。	

2. 生活支援		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(2)在宅サービス等の充実					
①	障がい者総合支援法のもとで、障がい福祉サービスの必要量を確保するとともに、障がい者の障がい特性や障がいの程度に応じた福祉サービスの充実を図ります。	ふくし課	・手帳交付時に福祉のしおりを活用し、対象者に応じてきめ細かな福祉サービス等の情報提供を行い、必要なサービスが受けられるよう支援している。 ・相談支援専門員のサービス等利用計画に基づき、必要なサービスの支給決定を行っている。 ・高齢化に伴い、介護保険サービスが優先される障がい者も増えているが、障がい特性や程度に応じ、障害福祉サービスも併用できるよう柔軟に対応している。 ・65歳を迎える障がい者が不安なく介護保険サービスに移行できるよう、ケアマネジャーとも連携し、勉強会を開催した(H30)。	・移動支援において、見込み量を下回っている。	(継続・見直し・廃止) ・サービスの支給要件やヘルパー不足が起因しており、自立支援協議会において要件の見直し、サービスの在り方等検討が必要。
②	サービスの利用希望が多いグループホームや短期入所について、事業所に対して既存施設の活用等を含めた拡充の推進を図ります。	ふくし課	・国および県の補助を活用して整備する施設整備事業に対し、施設利用者の生活確保および障害福祉推進のため、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和51年坂出市条例第5号)に基づく助成(市の上乗せ補助)を行っている。 平成27年度 1件(共同生活援助(グループホーム)・短期入所等) 令和元年度 1件(共同生活援助(グループホーム)・短期入所) 令和2年度 1件(予定)(共同生活援助(グループホーム))		(継続・見直し・廃止) ・障害のある人の地域生活を支えるため、今後とも利用者のニーズに応じた多様な住まいの場としてグループホーム等の拡充を図っていく。
(3)障がい児支援の充実					
①	療育を必要とする児童が、地域で自立することを支援する「障がい児通所支援」の充実を支援します。	ふくし課	・障がい児通所支援のうち、放課後等デイサービスは増加傾向にあり、見込量を上回っていることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。 ・障がい児相談支援についても、見込量を上回っている。		(継続・見直し・廃止) ・障がい児通所支援の提供体制を確保していくため、新規事業所開設の相談に対しては、地域の現状やニーズを伝えるとともに、指定基準や運営方法等の情報提供に努めていく。
②	障がい児の日の中の一時的な活動場所として機能する「日中一時支援事業」の充実を支援します。	ふくし課	・坂出市内で日中一時支援事業を実施している事業所は重度心身障がい児を対象とした1か所しかない。 ・他市の事業所にて、利用希望があった場合は事業所の指定を行っている。 ・一時的な活動の場所としての日中一時支援より、療育を目的とする児童発達支援や放課後等デイサービスのニーズが高い。		(継続・見直し・廃止) ・居場所づくりと療育のニーズを継続して把握していく。
③	「障がい児相談支援」による、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	ふくし課	・障害福祉サービス等の利用を希望する障がい児の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成できるよう、指定相談支援事業所に委託しており、障がい児のサービス等利用計画の実施率は100%である。	・療育やサービスの認知度の高まりに伴い、利用希望者が増加しており、サービスの利用までに時間がかかることがある。	(継続・見直し・廃止) ・保護者等のニーズに沿いながら早期にサービスが利用できるよう、相談支援専門員と連携を図っていく。
(4)サービスの質の向上等					
①	福祉サービスの質の向上を図るために、事業所が行うサービス従事者の研修を定期的に受講することを促進します。	ふくし課	・県がサービス事業者対象の研修を実施しており、福祉サービスの質の向上が図られている。		(継続・見直し・廃止) ・県が主導する研修へ参加してもらうことが大前提。 ・相談支援事業所については、相談員の質の向上のため、自立支援協議会での情報共有や事例検討等を継続して実施している。
②	平成25年度より県施設監査に同行し、適切なサービス提供が行われているかを確認するとともに、社会福祉法人の市法人監査と連携して、必要な指導を行います。	ふくし課	・県の施設監査に同行し、指摘事項があれば市からも必要な指導を行っている。 ※別紙表3参照		(継続・見直し・廃止) ・今後とも必要な指導を行い、各事業所の適切なサービス提供につながるようにしていく。
③	サービス内容や運営面についての良い点や改善点を明確にするため、福祉サービスにおける第三者評価制度の利用を促進します。	ふくし課	・県が主導して福祉サービスにおける第三者評価制度の利用を促進している。		(継続・見直し・廃止)
3. 保健・医療					
(1)障がいの発生予防の推進					
①	各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診勧奨や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及・啓発を推進し、疾病等の発症予防に努めます。	けんこう課	・市政出前講座等で地域に出向き、循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病予防のための健康教育や、市が推進するウォーキングについて医師や健康運動指導士による正しい知識と実技指導の教育を実施。 ・年1回かいご課と共催で「さかいで健康まつり&介護の日」を開催し、関係団体とも協力して、様々な分野からの健康づくりについて普及啓発を行っている。	・健康づくりに関する教室は、開催場所が市内中心部のため、参加者が限られてしまう。 ・多くの人に正しい生活習慣や疾病予防の知識を知ってもらうため、身近な場所へ出向いていくことが必要である。	(継続・見直し・廃止) ・継続して、市政出前講座や老人大学、地域の仲間づくりなどで生活習慣病予防について、一人ひとりが生活習慣の改善に取り組むよう専門的な普及啓発を行う。 ・ライフステージに応じて、自身の健康や生活習慣を見直すことができるよう、ライフスタイルに応じた支援をする。
②	各種がん検診、健康診査を実施し、疾病の早期発見・治療を行うことで、疾病の重症化や合併症による障がいの発生予防を図ります。	けんこう課	・各種がん検診、健康診査、人間ドックを実施し、結果に応じて適切な情報提供や保健指導を実施。 【H30特定健康診査・特定保健指導実施率】 特定健康診査 35.2% 特定保健指導 36.8% 【H30がん検診受診率】 胃がん 4.0% 肺がん 17.6% 大腸がん 14.2% 子宮頸がん 14.0% 乳がん 17.2%	・特定健診の実施率およびがん検診の受診率向上に向けた積極的な取組が必要	(継続・見直し・廃止) ・がん検診については、受診しやすい体制づくりを進め、未受診者に対し、効果的な受診勧奨をする。 ・特定健康診査は、脳血管疾患や心疾患のハイリスク者のスクリーニングとして対策を考え、無関心層へ積極的に働きかける。 ・糖尿病については、重症化しないように、合併症に関する定期的な検査と治療の必要性を啓発し、また適切な治療と保健指導が受けられるよう、かかりつけ医を中心に医療機関などとの連携を図る。
③	高齢者等に対する介護予防事業を推進することで、高齢者の健康づくり、障がいの発生予防を図ります。	かいご課	・高齢者を年齢や心身の状況等によって、分け隔てることなく、地域で生きがい・役割をもって生活できるように、介護予防を推進していくことを目的とした介護予防事業を実施した。 ・年1回けんこう課と共催で「さかいで健康まつり&介護の日」を開催し、認知症や転倒予防等について普及啓発・相談支援を行う。 ・閉じこもり予防、アンチエイジング教室やミュージックヒーリング、脳とからだの若返り教室「コグニサイズ」のほか、市内各地で開催しているはつらつ教室、また住民主体の通いの場等へ専門職(リハ職、保健師等)が出向いて介護予防の普及啓発を行った。 ・市内のリハ職の協力により、オリジナル体操「ころばんで体操」をDVD化し、啓発活動を行った。	・介護予防教室には、健康意識の高いかたの参加が多く、参加者が固定化されている。	(継続・見直し・廃止) ・今後も継続して、介護予防の普及啓発の実施。また、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加を促す機会づくりに努める。 ・地域住民等へあらゆる機会を捉えて、介護予防に関するニーズ調査等を行い、参加しやすい教室等を開催する。 ・障がい者も年を重ね、同じように高齢者になることから、高齢障がい者について、検討をお願いします。 ・友愛のついで実行委員会への支援 ・「障がいの発生予防」 一誤解を招くおそれがある表現だと思われるので、検討が必要と考える。

3. 保健・医療		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(2)療育・発達支援体制の整備					
①	各種健診・相談を実施することにより、保健師や医師、言語聴覚士、臨床心理士等、多職種が連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。	けんこう課	・各年齢に応じた健康診査を実施し、児の発達を多職種が連携して確認し、障がいの早期発見・早期支援に努めた。 ・ことばの相談・ことば相談では、専門家が子どもの発達状況を確認し、必要に応じて適切な支援が受けられるよう関係機関へつなげた。 【R1健康診査受診率】 1歳6か月児健康診査99.7% 3歳児健康診査83%	・各種健診・相談の未受診者への対応	(継続・見直し・廃止) ・未受診の際には、保護者や保育所・幼稚園などの関係機関に連絡し、子どもの発達状況の確認を行い、障がいの早期発見・早期支援に努める。
		こども課	・1歳6か月児健診・2歳児相談等、各種健診への受診を呼びかけるとともに、保育士、保健師が連携し、よりよい支援を行う。 ・各種健診・相談を実施し、保健師や医師、言語聴覚士、臨床心理士など多職種が連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めている。健診未受診者に対し、訪問や電話連絡、保育所・幼稚園・こども園に電話確認などを実施している。 ・発達障がいの疑いのある児や保護者に対し、少人数制で相談・教育・グループミーティングを保健師や心理士、保育士で実施している。	・今後も保育所・幼稚園・こども園と連携し、未受診者の把握と健診受診につなげていくことが課題。	(継続・見直し・廃止)
②	発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、保健師や臨床心理士による少人数制の相談・教育・グループミーティングによる支援(かもめ教室)を行います。	けんこう課	・発達障がいの疑いのある児や保護者に対し、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門的な立場から、保護者の相談・教育・グループミーティングを行い、保護者の負担や不安感を軽減を行った。 【令和元年度参加人数】27名	・参加人数が少ないという課題があるため、様々な角度からの保護者の悩みに対応できるよう令和2年度より専門職として、新たに言語聴覚士と作業療法士を追加している。	(継続・見直し・廃止) ・参加者の発達障がいの疑いのある児をもつ保護者のニーズに合わせた支援(かもめ教室)を行い、参加者の増加を目指す。
③	乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育が行える環境を整備します。	学校教育課			(継続・見直し・廃止)
		こども課	・乳幼児期特に支援が必要な児童には、状態を保護者に丁寧に伝える等、保護者と共に支援ができるよう努めている。 ・支援の在り方を研究・検討するため、関係者によるケース会を開催している。	・5歳児健診・巡回相談・発達相談・ケース会等の充実を図る。	(継続・見直し・廃止)
④	就学前に5歳児健診を行い、特に支援が必要な児童の早期発見・早期介入を図り、個々の特性に応じた支援を行います。	学校教育課	※幼稚園に関しては、こども課へ業務が移管		
		こども課	・5歳児健診に保健師が従事し、他のスタッフと連携することで障がいの早期発見・早期支援に努めている。 ・保健師の専門性を活かし、個に応じた相談機関の紹介を行っている。		(継続・見直し・廃止) ・今後も、こども課、けんこう課及び学校教育課が連携しながら、5歳児健診の結果を基に、個別の発達相談や経過観察等、フォローアップに努めていく。
		けんこう課	・5歳児健診に従事し、特に支援が必要な児に対して、関係機関へつなげている。	・関係機関や関係団体と連携し、個々の特性に応じた支援を行うこと。	(継続・見直し・廃止)
⑤	保護者への子育て相談や教育相談を丁寧にを行うとともに、医療、専門機関との連携を図り、巡回相談の実施やケース会の拡大・充実を図ります。	学校教育課	・年1回、香川県教育委員会特別支援教育課の指導の下、中讃地域特別支援連携協議会を開催し、教育、医療、福祉、保健等各分野の関係機関の取組状況について情報交換を実施している。 ・保護者の教育相談の際、「特別支援教育ネットワークブック」を活用して、一人一人のニーズに即した関係機関との連携の在り方について相談する体制を整えている。	・病弱・身体虚弱学級に在る児童生徒のうち、医療ケアを必要とする者もいる。具体的な支援体制を構築するために、学校と医療、福祉がどのように連携すればよいかケース会などを積極的に開催し、個々のニーズに即した支援をできる体制を作る必要がある。	(継続・見直し・廃止) ・医療、保健、福祉等の専門機関との連携を必要とする児童生徒の実態を把握し、個々のニーズに即した支援体制構築のためのケース会の拡充を図る。 ・支援を必要とする児童生徒のケース会を一人当たり年4回程度実施する。その達成率で評価する。
		こども課	・幼児期特に支援が必要な児童には、状態を保護者に丁寧に伝える等、保護者と共に支援ができるよう努めている。 ・支援の在り方を研究・検討するため、関係者によるケース会を開催している。		(継続・見直し・廃止) ・5歳児健診・巡回相談・ケース会等の充実を図る。 ・医療機関、専門機関と連携を図りながら、受診勧奨・継続受診への支援を行っていく。
		けんこう課	・保護者からの子育て相談の内容に応じて、こども相談、ことばの相談などを紹介。必要時に医療機関、専門機関へつなぎ、連携を図っている。	・医療機関、専門機関への受診につながりづらいケース、受診が継続されないケースへの対応が課題。	
		ふくし課	・ふくし課主催のケース会やサービス担当者会では、関係機関が参加できるよう、日程調整や声掛けを行っている。 ・他課主催の会においても、積極的に参加し、情報提供を行っている。		
(3)医療・リハビリテーションの充実					
①	医療機関等の関係機関と連携を図りつつ、自立支援医療制度を活用した地域リハビリテーションを促進します。	ふくし課	・「自立支援医療制度を活用した地域リハビリテーション」については実績なし。 ・制度上、自立支援医療制度を活用した地域リハビリテーションは想定しづらい(結びつけが困難)。		(継続・見直し・廃止) ・地域リハビリテーションと自立支援医療制度を分けて考えると、前者については医療機関・施設関係者等との連携を図るとともに、自立支援協議会での協議を継続する。 ・後者は、今後とも窓口での説明を充実させるとともに、「福祉のしおり」を活用し周知していく。
②	障がいを軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、医療機関、医師会との連携を強化し、地域や学校等における保健医療の環境整備に努めます。	ふくし課	・ふくし課独自の取り組みはなし。		(継続・見直し・廃止) ・引き続き保健環境の充実に努める。
		こども課	・母子保健、学校保健、職域保健、後期高齢者医療等の充実と相互の連携を図り、健康診断では、子どもの障がいの早期発見・早期発見に努め、人権に配慮した適切な対応を図っている。		(継続・見直し・廃止) ・引き続き保健環境の充実に努める。
		学校教育課	・3(2)⑤により事業展開あり。		(継続・見直し・廃止) ・3(2)⑤との統合を検討してはどうか。
		けんこう課	・疾病の発症予防と早期発見・早期治療・重症化防止のため、医師会や医療機関、言語聴覚士や臨床心理士などの専門職と連携を図っている。		(継続・見直し・廃止) ・児童における専門的訓練を行える医療機関が少ないため、保護者の負担軽減や訓練の機会の増加のために医療体制整備が必要と思われるが、県における地域医療構想の範囲になると思われる。

3. 保健・医療		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(3) 医療・リハビリテーションの充実					
③	外出が困難な障がい者や高齢者に対して、適切な在宅医療・訪問看護が提供されるよう、医療機関等と連携を図ります。	ふくし課	・ケース会やサービス担当者会等、関係機関と連携が図れるよう、積極的に参加したり、参加してもらえるよう声掛けを行っている。 ・退院時には、ソーシャルワーカーと連携しながら、在宅で安心して生活できるような障害福祉サービス等の情報提供を行っている。	・退院間近で病院から相談があった場合、退院時に障害福祉サービスの決定が間に合わない。	(継続・見直し・廃止) ・日頃から医療機関との連携を密に行い、スムーズにサービスが提供できるようにしていく。
		けんこう課	・実施なし。 ・地域において在宅で生活しているかたが、経済的あるいは身体的な困難から医療を中断している場合、関係機関や医療機関と連携し、医療が受けられるよう支援している。	・医療を受けたくないと思っている人に対して、医療の必要性や支援について理解を求めめるのが困難である。	(継続・見直し・廃止) ・必要な医療等が受けられるよう関係機関や医療機関と連携を図る。
		かいご課	・在宅医療と介護の連携を図る拠点として、医師会に「在宅医療介護連携支援センター」を設置した。(医師会に委託) 一医療・介護関係者の研修会等において、多職種連携、担当者間の顔の見える関係づくりを推進することができている。 ・在宅で介護サービスを必要とされる要支援者・要介護者については、一人ひとり介護支援専門員が、心身の状況や環境、必要に応じて医療機関と連携をとりながら、適切かつ効果的なケアプランを作成している。新規のケアプランについては、市内の居宅支援事業所の主任介護支援専門員に委託し、全件チェックしている。 一主任介護支援専門員が各介護支援専門員に適切な指導を行うことにより、介護支援専門員の気づきなど資質向上に繋がっている。	・医療関係者に比べ、介護関係者の多職種研修会への参加が低い。また、「在宅医療介護連携支援センター」の認知度が低い。	(継続・見直し・廃止) ・「在宅医療介護連携支援センター」の周知拡大のため、市内の各種団体等へあらゆる機会を捉えて在宅医療サービス・介護サービスに関する情報の普及啓発に努める。 ・今後も医療・介護関係者の研修会等に関係者の参加を促し、更なる顔の見える関係づくりを強化し、多職種連携の推進を図る。 ・「外出が困難な障がい者や高齢者」一外出が困難(身体的・心理的・環境的、移動手段等)の原因が何かによって支援等が異なってくると思われる。全ての要因について、在宅医療・訪問看護へ位置づけることがよいかどうか検討が必要であると考え。
(4) 精神保健福祉の充実					
①	精神障がい者やその家族のニーズに対応した相談や、うつ病等の早期発見・治療・支援につなげるため、こころの健康相談を引き続き実施するとともに、事業の啓発に努めます。	けんこう課	・悩みやストレスを抱える人が気軽に相談できる場として、臨床心理士によるこころの健康相談を実施。 【相談者延べ数】H27:15名 H28:18名 H29:14名 H30:12名 R1:13名 ・臨床心理士のアドバイスにより、本人の行動変容ができて、うつ病等の発症や重症化予防につながっている。 ・令和元年度にすべての人がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができる社会の実現をめざして、「第1次坂出市自殺対策計画」を策定し、様々な要因で、心身の不調に気づいたときに、迷うことなく相談できるよう、相談窓口などの情報を分かりやすく提供していく。	・精神障がい者やその家族と限定してしまうと、うつ病等の早期発見・早期治療につながらないため、心身の不調に気づいた人を対象とし、迷うことなく相談できる場として実施していく必要がある。	(継続・見直し・廃止) ・不満や悩み、ストレス等が原因とした自身の不調に気づき適切に対処できるよう、正しい知識の普及啓発を行う。 ・心身の不調に気づいたときに、迷うことなく相談できるよう、相談窓口等の情報をわかりやすく提供するとともに、相談に適切かつ迅速に対応できるように、関係機関との連携の充実を図る。 ・「第1次坂出市自殺対策計画」との整合を図る必要がある。
		ふくし課	・精神障がい者が精神科病院からの退院時に、ケース会議へ出席し関係支援者と情報共有。 ・精神障がい者地域移行推進キャラバン隊へ参加し、当事者、相談支援専門員、行政機関が病院へ訪問し、当事者の話や地域で生活する際に必要な情報を、入院患者や病院関係者に提供している。 ・自立支援協議会の部会では、地域生活への移行に向けて、課題の抽出・検討を行っている。	・医療と地域の支援者の連携が必要と思われるが、関係性の構築がさらなる課題。	(継続・見直し・廃止) ・今後も、精神科病院からの退院支援時の情報共有し、精神障がい者の地域移行の推進を図る。 ・精神障がい者地域移行推進キャラバン隊等を通じ、当事者を含め関係者がお互いに顔の見える関係性の構築し、退院後に安心して地域で生活できるようにする。 ・地域包括ケアシステムのさらなる発展。
②	精神障がい者の退院前や退院後に適宜、病院、相談支援事業所等とケース会を開催し、精神障がい者の地域生活への移行を支援します。	けんこう課	・病院等の関係機関からの要請により、地域での生活における相談窓口として、ケース会へ出席し、対象者が地域で生活を継続して行えるよう、関係機関と連携しながら支援している。	・入退院については、病院等から連絡がないかぎり、把握するのが難しいため、日常から保健・医療・福祉など様々な分野と連携が必要。	(継続・見直し・廃止) ・保健・医療・福祉などの様々な分野における関連施策と連携し、「生きることの包括的な支援」を推進していくとともに、地域の人材・資源を把握し、相互の連携と共働の仕組みの構築を図っていく。 ・「第1次坂出市自殺対策計画」との整合を図る必要がある。
		ふくし課	・毎年広報かいで12月号で「障害者週間(12月3日～9日)」の記事を掲載し、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めている。 ・自立支援協議会地域包括ケア部会でも課題として挙がっており、検討を続けている。	・広報誌による周知は有効な手段と考えているが、その他の手段による周知はしていない。 ・「障害者週間」以外の情報の発信 ・平成27年度より「地域生活支援事業」の「理解促進研修・啓発事業委託料」を予算計上しているが、実績はなし。	(継続・見直し・廃止) ・新庁舎のデジタルサイネージや市ホームページ等でのさらなる周知 ・地域に向けた普及・啓発の方法を地域包括ケア部会で引き続き検討する
③	精神障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。	けんこう課	・広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、メンタルヘルスに関する正しい知識等の普及啓発を実施。	・悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、人材育成が必要である。	(継続・見直し・廃止) ・保健・医療・福祉・教育等の専門機関だけでなく、地域における相互の助け合い、支えあいの輪が広がるよう、早期の「気づき」に対応できるよう、人材育成に努める。 ・「第1次坂出市自殺対策計画」との整合を図る必要がある。
		ふくし課	・地域で生活している障がい者が利用できる通所施設で、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域社会との交流を促進する役割を持っている。 ・施設の指定権者は県であるが、既存のI型施設4カ所のうち2カ所が市内にあり、市内の通所利用希望者が通所しやすい立地環境にある。 ・I型:医療・福祉の領域や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行う。(精神保健福祉士や社会福祉士などの専門職員の配置が必要) ・II型・III型:雇用や就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練や社会適応訓練、入浴などのサービスの提供を行う。		(継続・見直し・廃止) ・I・II型:通所利用が望ましい障がい者の方に情報提供を行う。 ・II型:通所利用が必要と考えられる障がい者の方に支給決定を行う。
④	精神障がい者の社会参加や交流を広げる地域活動支援センター等の充実を図ります。	ふくし課			

4. 教育・生涯学習		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(1)一貫した教育・支援体制の整備					
①	サポートファイル「かけはし」を活用し、学校等の進級・進学する際や就労の際に、これまでの支援の経過や内容(医療機関、関係機関との連携等)を引き継ぐことで、一貫した支援が行えるよう努めます。	学校教育課	・児童生徒の成育歴や発達の状態、これまでの支援内容などが分かり、担任等が変わったときなども引き継ぎがスムーズにできる。 ・令和2年度の調査では、障がいのある児童生徒の40.7%がサポートファイル「かけはし」を作成し、活用している。	・サポートファイル「かけはし」は、保護者が任意で作成するものなので、作成を希望していない場合は強要できない。 ・保護者と一緒に共通理解を図りながら作成したり、学校卒業後も一貫した支援を行う上からも大切であることを説明したりするなど、保護者への啓発が望まれる。	(継続・見直し・廃止) ・サポートファイル「かけはし」の作成、活用の割合を障がいのある児童生徒の85%を目標とする。
②	障がい児一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしていくため、インクルーシブ教育の理念に基づいて、適切な学習の場が選択できるよう、本人や家族の考えを尊重しながら、きめ細かい一貫した就学相談・教育相談を行います。	学校教育課	・特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援委員会を開催し、幼児児童生徒の障がいの状態や特性および心身の発達段階等を的確に把握し、適切な就学に関する相談・支援に努めている。 ・保護者や関係機関と連携した個別の指導計画、個別的教育支援計画を作成し、相談活用に活用している。 ・教育支援委員会の専門指導員による該当幼児児童生徒の訪問調査を実施し、適切な就学指導を行っている。	・就学に関する教育支援委員会の判定と保護者の希望や意見との食い違いが生じた場合、保護者の理解を得ることが難しい。	(継続・見直し・廃止) ・保護者、異校種間、関係機関等との連携・協力が図られる就学指導体制の環境整備とその充実を図る。
		こども課	・サポートファイル「かけはし」を活用し、家庭、保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等へ進級・進学する際や、就労の際に、これまでの支援の経過や内容(医療機関、関係機関との連携等)を引き継ぎ、一貫した支援に努めている。		(継続・見直し・廃止) ・特別な支援が必要な幼児児童生徒全員にサポートファイルが作れるよう啓発に努める。
(2)学校教育の充実					
①	特別支援教育について、特別支援教育担当職員を配置し、特別支援教育支援員や特別支援学級の教員への教育相談や療育相談、研修会を通して指導力の向上に努めます。	学校教育課	・各学校、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内研修での授業参観、教育相談を含めた生徒指導委員会等を利用して、特別支援教育に関する理解の促進に努めている。 ・特別支援教育支援員や特別支援学級担任を対象とした研修(幼小中特別支援教育支援員研修会、坂田市保幼小中特別支援コーディネーター研修会など)を実施し、特別支援教育に関する理解や専門性の向上に努めている。 ・香川県教育委員会特別支援教育課が実施する研修への積極的な参加を促し、指導経験の浅い教員の参加も得ている。	・研修の必要性は認めるが、学校課外、授業(指導)時間を割いての指導力向上に関する研修への参加が難しい。 ・特別支援教育支援員の不足による未配置校への対応。	(継続・見直し・廃止) ・特別支援教育に関する研修の充実
②	障がい児の教育について、理解と認識を深めるため、巡回相談・連携訪問やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に研修の充実を図ります。	学校教育課	・香川県教育委員会特別支援教育課が実施する巡回相談や連携訪問事業を活用して、児童生徒等の指導内容・方法に関する指導・助言を得ている。	・特別支援学級の担任の多くが講師であり、身分が不安定な面と重なり研修を活かすことが不十分である。	(継続・見直し・廃止) ・4(2)①と4(2)②は、指導力向上のための研修の在り方として、一つにまとめた方がよい。
③	通常学級における特別な支援を必要とする児童、生徒への指導方法の工夫・改善を図ります。また、特別支援学級を設置し、障がいの特性に応じた教育方法の工夫・改善に努めるとともに、特別支援学校との連携を図ります。	学校教育課	・個々の児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し、自立と社会参加に向けた指導に努めている。 ・個々の障がいの状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を試みながら「分かる・できる」授業づくりに努めている。 ・通級による指導を実施し、自立活動の指導を通して障がいの状態の改善や克服に努めている。 ・通常の学級と特別支援学級との日常的な交流や共同学習に努めている。近隣に特別支援学校のある学校は交流学習を実施している。	・1つの特別支援学級が多学年で構成されている場合、個々のニーズに対応できないところが生じている。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒への対応が不十分である。通級による指導体制の拡充が求められる。	(継続・見直し・廃止) ・一人一人の困難さを具体的に把握し、教育的ニーズに応じた支援方法をさらに工夫していく。 ・合理的配慮のある教育環境を整え、支援の充実をより一層図る。
④	障がい児一人ひとりの成長過程における能力や障がいの種類、程度および学習指導体制等の進展に応じた就学指導の充実を図ります。	学校教育課	・4(1)②により事業展開あり。	同左	(継続・見直し・廃止) ・4(2)④と4(1)②は、一つにまとめた方がよい。
(3)生涯学習(文化、スポーツ等)の振興					
①	障がい者が生涯にわたって学習する機会を得ることができるよう、障がい者団体等が行う生涯学習活動を支援します。	ふくし課	・障がい者のスポーツ大会参加への支援(パンフレットや団体の会合等での周知) ⇒香川県障害者スポーツ大会 ⇒坂田市身体障がい者福祉大会・スポーツ大会		(継続・見直し・廃止) ・障がい者が生涯にわたって学習する機会が得られるよう、障がい者団体等と連携し、生涯学習活動の普及促進に努める。
②	障がい者が芸術・文化・余暇活動等を通じて生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会参加ができるよう、地域活動支援センター等での創作活動や福祉施設、教育機関等における文化芸術活動を支援します。	学校教育課 こども課	・障がい者のスポーツ大会参加への支援(パンフレットや団体の会合等での周知) ⇒香川県障害者スポーツ大会 ⇒坂田市身体障がい者福祉大会・スポーツ大会 ・地域活動支援センター及び福祉施設における創作・文化活動の充実		(継続・見直し・廃止) ・福祉施設、教育機関等における文化芸術活動を支援 ⇒教育機関等の関わりも含め、計画内でどのように位置づけるか検討の必要がある。
③	障がい者の健康づくりや生きがいづくり、障がい児の体力づくりのために、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。	ふくし課 生涯学習課	・障がい者のスポーツ大会参加への支援(パンフレットや団体の会合等での周知) ⇒香川県障害者スポーツ大会 ⇒坂田市身体障がい者福祉大会・スポーツ大会 ※別紙表4参照 ・全ての市民がスポーツに親しむことができるよう、障がいのある方を対象にしたスポーツ教室を企画・運営しており、かがわ総合リハビリテーションセンターの体育指導員及び障がい者スポーツ指導員、また坂田市スポーツ推進委員などが、カローリング、ポッチャおび卓球バレー等の教室を開催している。 ・障がい者がスポーツによって社会生活への適応力を高め、身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境を充実させるとともに、競技スポーツとしての競技力の向上を図ることで総合的な障がい者スポーツの振興を推進し、障がい者の自立と社会参加を促進することが期待できる。	・まだまだ認知度が低いことから、障がい者スポーツの普及活動により一層努めるとともに、教室や研修会を充実させ、障がいの有無に関係なく、多くの市民に障がい者スポーツに触れる機会を増やせるよう工夫していきたい。	(継続・見直し・廃止) ・今後ともスポーツを通じた障がい者の社会参加促進のため、障がい者スポーツの普及振興を図る。 (継続・見直し・廃止) ・引き続き、(福)かがわ総合リハビリテーション事業団や障がい者スポーツ指導員、坂田市スポーツ推進委員と協力し、スポーツ教室を開催する中で、障がい者スポーツ指導者の養成を図る。 ・来年予定されている東京オリンピック・パラリンピック開催の機運が高まる中、それを契機として障がい者スポーツの認知度の向上に努める。
④	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、障がい者スポーツのより一層の普及、振興を図り、スポーツを通して障がい者の社会参加を促進します。	ふくし課 生涯学習課	・障がい者のスポーツ大会参加への支援(パンフレットや団体の会合等での周知) ⇒香川県障害者スポーツ大会 ⇒坂田市身体障がい者福祉大会・スポーツ大会 ・障がい福祉サービス事業所(入所・通所)に対し、パラリンピックの聖火式への参加を呼びかけた。		(継続・見直し・廃止) ・今後ともスポーツを通じた障がい者の社会参加促進のため、障がい者スポーツの普及振興を図る。

5. 雇用・就業		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(1) 雇用・就労の推進					
①	障がい者の就労を促進するため、商工会議所等の関係団体と連携を図りながら、ハローワーク等の関係機関と、障がい者雇用の取組みおよび啓発の推進を行います。	産業課 企業活力推進室	・市では、労働力確保対策事業や産業雇用情報の収集と提供などを行う「坂出地区雇用対策協議会」に対して、補助金として財政的支援を行っている。 ・協議会の活動を通じて、障がい者が自身の適性に合った就労を行えるように支援を行っている。 ・ハローワークや坂出商工会議所等と連携を図り、雇用に関する情報を収集し、市HPや庁内で発信することで、障がい者雇用の啓発を行っている。	・求職者や雇用者に対して、必要な情報を適切に届けるための伝達手段が少ない点が課題である。	(継続・見直し・廃止) ・引き続き情報発信を主とした障がい者雇用の啓発を行っていく。 ・今後、職種や働き方が多様化する中で、求職者が求める情報を的確に届けるために、商工会議所等の関係団体と連携し、需要を把握し効果的な伝達に努めていきたい。
②	職業実習等、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等を行う「就労移行支援」事業を支援します。	ふくし課	・就労移行支援事業所により一般就労の実現を目指し支援を行っているが、H27年度からの利用実績は減少傾向にある。 ・就労移行支援制度を利用し一般就労に繋がった事例は少ない。 ・就労移行支援事業施設も減少しており、利用の機会が得られにくい。	・一般就労後の職場定着 ・就労希望者の潜在的ニーズの把握が難しい。	(継続・見直し・廃止) ・福祉的就労から一般就労へ移行できるよう、関係機関と連携していく。 ・障がい者の一般就職のニーズに応えるため就労移行支援に限らず、障がい者の特性を見極め、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等と連携し一般就職に繋げていく。 ・就労の継続が困難な障がい者が就労定着できるよう、事業所・家族等の支援を行い「就労定着支援」事業を実施していく。
③	一般就労が困難な障がい者を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う「就労継続支援」事業を支援します。	ふくし課	・就労移行アセスメントを実施し、一般の就労も検討しながら就労継続支援事業を実施している。 ・適宜モニタリングやアセスメントを行い、就労能力の向上や生活面・対人関係等の課題解決に向けた支援を行っている。		(継続・見直し・廃止) ・今後とも就労能力の向上や生活面・対人関係等の課題解決に向けた支援を行うとともに、一般就労への移行・定着を視点に入れた支援に努めていく。
(2) 総合的な雇用・就労支援施策の推進					
①	ハローワーク等の関係機関と、企業等の法定雇用率達成に向けた広報・啓発を推進します。	産業課 企業活力推進室	・平成30年4月より障がい者の法定雇用率が0.2%引き上げられ、民間企業は常用労働者の2.2%以上の割合で障がい者を雇用する必要がある。本市では、ハローワーク等の関係機関と連携し、チラシやポスターなどの啓発資料を用いて、法定雇用率の引き上げを含めた情報の発信を行い、法定雇用率の達成を推進してきた。 ・香川労働局が発表した令和元年6月1日付けの障がい者雇用状況についての資料では、民間企業の「雇用障がい者数」が3,240人、「実雇用率」が2.05%であり、いずれも過去最高値を更新している。このことから、県全体の成果ではあるが、啓発に一定の効果があったと考えられる。	・令和元年6月1日付けの実雇用率の全国平均は2.11%であるため、全国と比べると進捗が十分でないという課題がある。	(継続・見直し・廃止) ・民間企業の法定雇用率達成に向けた啓発を継続して行っていくとともに、実雇用率が全国平均と比べて低いことや令和3年4月までには雇用率が更に0.1%引き上げられることを踏まえて、既存の関係機関との連携の強化だけでなく、坂出商工会議所等の企業が多く集まる場所での情報発信を集中的に行うことにより、より多くの企業に啓発を行ってきたい。
②	障がい者がその能力と適正に応じて就労し、社会的役割を担うことによって生きがいを見出し、経済的自立ができるよう、関係機関が連携した総合的な就労支援体制の強化を図ります。	ふくし課	・障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の就労希望に対応し、就職や職場定着が困難な障がい者等の就労の機会を広げている。 ・就労移行支援、就労継続支援A型、B型、自立訓練を利用し、就労を希望する人に自立した日常生活や社会生活ができるよう必要な訓練を行っている。 ・障がいのある方の自立した生活を目指し、現状の課題や適切なサービス利用に向けて相談支援専門員が関わり、支援実施。 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムとして、平成30年度に自立支援協議会の部会を設立し、医療・福祉関係者の連携体制を図り、精神障害者の地域での支援体制構築に向けて協議を行っている。	・安定した雇用の継続と自立した生活の実現に向け、障がい者の生活全般に対応した個別のコーディネートが必要。	(継続・見直し・廃止) ・職場定着と安定した地域生活のため、職場と障がい者のニーズがマッチできるよう連携を図る。 ・関係機関で課題等を共有し、解決に向け協議・連携をしていく。
③	坂出市独自の障がい者就労支援制度(平成24年10月創設)を活用し、就労機会、就労意欲の促進を図ります。 * 坂出市在住特別支援学校高等部生徒資格取得費補助金 * 坂出市障がい者職場実習奨励金 * 坂出市障がい者就職支度金	ふくし課	・市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業所が、そのまま実習生を雇用するケースが多く、障がい者就労支援制度の利用をきっかけとした実習が一般就労につながっている。 ・資格取得奨励金も資格取得の意欲向上につながっていると考える。 ・幹線機関である学校や障害者就業・生活支援センター等の関係機関が各種補助金申請の代理・補助を行っており、企業と本人の仲介役となり制度促進に寄与している。 ※別紙表5参照	・まだまだ限定的であり、制度のさらなる周知が必要であると考ええる。	(継続・見直し・廃止) ・今後とも、学校や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して障がい者就労支援制度の周知に努め、就労機会、就労意欲を促進し、障がい者の社会的・経済的自立を図っていく。
(3) 福祉的就労の支援					
①	一般就労は困難であるが、就労を希望する障がい者が個々の状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、福祉的就労を支援します。	ふくし課	・働く意欲のある障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活をしていくことができるように、就労アセスメントを実施し、就労面に係る課題等の把握を行い、サービスの決定を行っている。 ・サービスの決定後もモニタリングやサービス担当者会を通じて、就労能力の向上や生活面、対人関係等の課題解決に向けた支援を行っている。		(継続・見直し・廃止) ・地域で自立した生活をしていくことができるよう、一般就労への移行・定着を視点に入れた支援をしていく。
②	坂出市障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」(平成25年4月開始)の継続・充実を図ります。	ふくし課 総務課	・坂出市と特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会が、障がい者が接客体験などができる就労体験の場を提供することにより、一般就労の促進を図ることを目的として、障がい者就労体験事業ヨロコビ・ワゴンセールを実施している。 ・現在、月・水曜の11時～12時半に開催。 ※別紙表6参照 ・本庁舎本館市民ロビーにおいて、事業実施場所等をふくし課に提供している。	・実習障害者の減、売り上げや来客者の減 ・実習障害者の事業所減により、R2年度より週3日が週2日(開催時間も3時間から1.5時間に短縮)となり、売り上げ等も減少している。	(継続・見直し・廃止) ・就労の場として一定の役割を果たしてきたところであるが、売り上げ等が下がっており、就労実習の意欲への影響も懸念される。 ・商品のラインナップなど、就労センターや事業所とも意見交換しながら工夫していく必要がある。

5. 雇用・就業		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(3) 福祉的就労の支援					
③	障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るため、優先調達の推進に努めます。	ふくし課	<ul style="list-style-type: none"> ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の中で、国や地方公共団体は毎年度障がい者就労施設等から物品等の調達の推進を図るための方針を作成し公表すること、方針には調達の実績額を定めること及び調達実績の概要を公表することなどが義務づけられている。 ・毎年度「坂出市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、前年度の調達実績額を上回る額を目標として定め、優先調達が着実に推進されるよう努めるとともに、「物品等調達方針」と調達実績を市ホームページで公表している。 ・調達実績が目標額を達成し、その後継続的な障がい者就労施設への受注機会の増大が実現するよう、調達実績の拡大を図っていきたく考えている。 ・障がい者就労施設等からの物品等調達について、平成27年度以降で目標額を上回ったのは、臨時的な経費の支出もあった平成30年度のみ（令和元年度は目標額を引き上げたが未達成） ・令和元年度実績は前年度を下回ったものの、平成27年度以降の実績値は上昇傾向。 ※別紙表7参照	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における周知がまだまだ不十分 ・特に市内の事業所の受注機会の拡大を図りたい。 	（継続・見直し・廃止） ・今後とも積極的な市内周知を行っていくとともに、必要に応じて各課からの相談にも応じることで、特に市内事業所の受注機会の拡大を目指していく。
6. 生活環境					
(1) バリアフリーのまちづくりの推進					
①	公共施設のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者が円滑かつ安全に利用できるよう、設備の改善に努めます。また、新庁舎の建設を予定しており、誰もが利用しやすく、人にやさしい新庁舎を建設します。	建設課	※市営住宅に関する記載は6(2)①参照		（継続・見直し・廃止）
		総務課	・新庁舎の建設が予定通り完了した。※建設工事自体は旧庁舎解体、外構工事が完了する11月末（予定）まで続く。	・合同庁舎、教育会館においてはバリアフリー等の対応が十分とはいえない部分もあるため、施設の改修を計画する必要がある。	（継続・見直し・廃止） ・新庁舎完成につき、計画文言の変更が必要。
		生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設についてハード面について取り組みは行っていない。 ・社会体育施設については市民が平等にスポーツをできる機会を推進しており、障がいのある方も不便なく施設利用ができるよう努めているところである。 ・最近では府中湖カヌー競技場トレーニングセンターにおいて、パラカヌー選手にも配慮したバリアフリーの施設が完成し、今後開催予定の東京パラリンピック等への活用が期待される。 	・古くからある施設については、バリアフリーに対応していないものもあり、また、対応していたとしてもその老朽化から改修が必要な場合もある。今後の利用者に不安や不便をかけないためにも何らかの対応が必要である。	（継続・見直し・廃止） ・令和2年度に個別施設毎の長寿命化計画の策定を予定しており、それも踏まえてバリアフリー化及び既存施設の改修について考えていく必要がある。
		文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> 【市民ホール】 ・建築基準法の改正に伴う段差解消機（車椅子用昇降機）の更新を実施し、車椅子使用者が市民ホールの各種催物を鑑賞できる環境を整備した（H26） ・旧規格の車椅子用トイレ（H6新設）を全面改修し、車椅子が転回できる室内面積の確保、ベビーチェア・ベビシートの新設、オストメイト用水栓の新設など、現在の公共施設に求められる多目的トイレを整備する（R2実施設計） 		（継続・見直し・廃止） 【市民ホール】 ・旧規格の車椅子用トイレ（H6新設）を全面改修し、車椅子が転回できる室内面積の確保、ベビーチェア・ベビシートの新設、オストメイト用水栓の新設など、現在の公共施設に求められる多目的トイレを整備する（R3工事予定）
		建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な歩道幅員の確保や段差の解消、歩車道境界ブロックの設置など、障がい者のみならず、すべての人が安全に利用できる環境整備を推進する。 	・現道での歩道整備では道路幅員が狭い場合、道路幅員の必要があり費用と期間を要することから優先度の高い道路から効率的に整備する必要がある。	（継続・見直し・廃止） ・道路の利用状況等を踏まえ引き続き事業を継続する。
②	街路整備や歩道整備を行い、障がい者が安全かつ快適に外出ができる環境整備に努めます。	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・坂出市交通安全計画を定めて障がい者を含めた全ての人の安全に資する歩行空間等の積極的な整備を推進している。 ・道路照明灯、道路標示、道路反射鏡等の交通安全施設を積極的に整備・更新し、違法駐車防止重点地域においては月1回巡回活動を実施しており、障がい者の通行の安全と円滑を図っている。 		（継続・見直し・廃止） ・引き続き、事業を実施していく。
(2) 住宅の確保					
①	公営住宅（県営・市営）に関する情報提供や、市営住宅の老朽化により、建替えの際には、障がい者や高齢者の利用に対応した住宅の整備・改修に努めます。	ふくし課	・ふくし課独自の取り組みはなし。		（継続・見直し・廃止） ・必要とする方がいれば情報提供を行う。
		建設課	・市の広報誌及びホームページに情報を掲載し、年2回市営住宅の入居者を募集している。	・市営住宅入居者の高齢化が進んでおり、施設の整備も含め、入居者1人1人の生活状況等に合わせた対応が必要となっている。	（継続・見直し・廃止） ・公営住宅の需要や入居者の生活状況等を踏まえ引き続き事業を継続する。
	②	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域移行支援のサービスを活用した住宅の確保やグループホームの利用・拡充を促進します。	ふくし課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の居住の安定確保を図るため、香川県居住支援協議会が情報提供している「住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅」の活用や、グループホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため低所得者への助成を行っている。 	
(3) 移動支援の充実					
①	地域における自立生活および社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がい者が円滑に外出できるよう、移動支援事業の利用を促進します。	ふくし課	・利用時間、利用人数はともに見込量を下回っている。	・平成27年度から現在まで8事業所を追加で指定しているが、ニーズをすべてカバーしているとは言えない。	（継続・見直し・廃止） ・サービスの支給要件やヘルパー不足が起因しており、自立支援協議会において要件の見直し、サービスのあり方等検討が必要。
②	身体障がい者の自動車改造や運転免許取得の助成、重度身体障がい者の介助者用自動車改造の助成（平成25年4月創設）により、身体障がい者の社会参加を支援します。	ふくし課	・障がい者の社会参加の支援のため、自動車改造助成、運転免許取得助成、介助者用自動車改造助成を行っている。	※別紙表8参照	（継続・見直し・廃止） ・今後も「福祉のしおり」などで周知しながら、障がい者の社会参加を支援していく。

6. 生活環境		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(3) 移動支援の充実					
③	障がい者等が気軽に低コストで移動できるよう、「坂出市循環バス」や「デマンド型乗合タクシー」等、公共交通機関の利便性向上のための取組みを推進します。	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の利便性向上と地域住民の移動手段の確保のため、利用しやすく持続可能な公共交通体系の構築を図っている。中心市街地では、JR坂出駅を起終点として、総合病院、商業施設、学校、公共施設等の主要施設を東ルートと西ルートの2ルートで、40分間隔で巡る「循環バス」を運行している。 ・市中心部と郊外部を結ぶ公共交通として、「王越線」、「島田・岡田線」、「瀬戸大橋線」市町村営自家用有償運送による市営バス「瀬居線」の路線バスが運行している。 ・路線バスが運行していない府中・西庄、加茂、神谷・林田（一部）、川津地区においては、「デマンド型乗合タクシー」を運行している。 ・循環バス、路線バスの利用料金について、障がい者のかたは半額で利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴い、郊外部における公共交通の利用者が減少しており、今後さらに人口減少、高齢化が進む中、生活に必要な移動手段として、持続可能な公共交通体系を構築することが重要な課題となっている。 	(継続・見直し・廃止)
7. 情報アクセシビリティ		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(1) 情報バリアフリー化の推進					
①	障がい者や高齢者を含め、誰もが利用しやすいホームページづくりに努めます。	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者等に配慮し、市ホームページに音声読み上げ機能を搭載している。 		(継続・見直し・廃止)
②	学校教育における障がい児に適した周辺機器の整備に努めるとともに、学習ソフト等の活用を充実します。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、タブレットを効果的に使い、学習ソフトを活用したドリル学習など基本的な学習内容の理解に努めている。 ・教材提示装置を活用して、大切な事柄をテレビ画面に映しながらソーシャルスキル・トレーニングをしたり、教科書のQRコードで動画を視聴したりし、効果的にICT機器を活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT機器活用スキルの向上が求められる。 ・特別支援教育において、より効果的なタブレットの活用方法や有効なアプリなどの情報を得るなど、ICTをさらに効果的に活用するための事例を見つけていきたい。 	(継続・見直し・廃止) 障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた適切な教材の発掘、ICT機器の特性を生かした活用法の習得及びスキルの向上を図る。 通常の授業において、ICT機器を活用した授業の割合が、全体の50%以上になる。
③	図書館におけるデジター図書や、さわる絵本、電子図書の視覚障がい者用図書の購入等、障がい者(児)の利用への対応を充実します。	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・点字絵本の購入、手で見える学習絵本(テルミ)の定期購読。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字絵本について、市民への周知を図るとともに、デジター図書等の資料の導入を検討。 	(継続・見直し・廃止)
(2) 情報提供の充実					
①	障がい者が必要なサービスを十分に活用できるよう、様々な媒体を通して、障がい者に関する施策や事業、福祉サービス等について、わかりやすい情報提供に努めます。	ふくし課 秘書広報課 けんこう課	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳交付時に、福祉のしおりを活用し、対象者に応じてきめ細かな福祉サービス等の情報提供を行い、必要なサービスが受けられるよう支援している。 ・障がいの特性によっては、支援用具も使用して情報提供を行っている。 ・市ホームページでも福祉のしおりと同様の内容の情報発信を行っている。 ・広報誌による関連記事の掲載に加え、目の不自由なかたに広報誌の内容をテープに録音して送付する「声の広報」を実施している。 ・視覚障がい者のうち、希望があればけんこう課からの通知において、封筒に点字シール「さかいでし」ができる範囲で貼付している。 ・聴覚障がいのある人に対しては、窓口や健診時等において、コミュニケーション支援ボードや筆談にて説明している。 		(継続・見直し・廃止) 今後とも窓口でのわかりやすい情報提供に努めるとともに、障がいの特性に応じた情報提供を検討し、必要なサービスを活用していただけるようにしていく。 サービスのみならず、その他生活全般の情報提供についても同様であるとする。
②	相談支援事業を活用した事業所による情報提供や障がい者団体、障がい者相談員、関係機関等のネットワークを活用し、広く情報提供に努めます。	ふくし課	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神の相談支援事業(委託)や計画相談において、相談支援専門員による情報提供を行っている。 ・市が委嘱した障がい者相談員からの、当事者・家族の目線に立った相談支援の中で、必要な情報提供もなされている。 ・障がい者団体の定例会においても、行政から必要な情報提供を行っている。 		(継続・見直し・廃止) 今後とも多様なネットワークの中で、情報収集・情報提供に努めていく。
(3) 意思疎通支援の充実					
①	手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣することにより、聴覚障がい者等の自立および社会参加の促進を図ります。	ふくし課	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者および要約筆記奉仕員の派遣、またあわせて、手話通訳者設置事業において、設置通訳者が庁内にいる日に庁外の聴覚障がい者の要請で庁外へ向出くこともあり、総じて聴覚障がい者に対し、即座に支援できる体制が整っている。 ※別紙表9参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の高齢化および減少(全国的な傾向であるもの、人材不足) 	(継続・見直し・廃止) 手話通訳者の前段階となる手話奉仕員を増やすため、「手話奉仕員養成事業」を公益社団法人香川県聴覚障害者協会に委託し実施しており、市として当該事業の周知にも努めていく必要がある。 今後とも意思疎通支援事業を必要とする障がい者へ適切に支援が提供できる体制の確保に努めていく。
8. 安全・安心		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(1) 安全環境の向上					
①	障がい者が交通事故にあわないのを防ぐため、関係機関・団体と共働して、交通ルールやマナーの啓発や交通安全・事故防止教育を推進します。	共働課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育は、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる社会人を育成する上で、重要な意義を有しており、また、障がい者、高齢者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要であることから、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を推進しており、年間60～70回の交通安全教室を実施している。 ・香川大学教育学部附属特別支援学校においては、年1回交通安全教室を実施しており、坂出警察署と連携して、道路を通行するために必要な実践的スキルや交通ルール等の知識習得のため、児童・生徒の通学状況に合わせたきめ細やかな交通安全教育を実施するよう努めている。 		(継続・見直し・廃止)
②	警察等関係機関や地域、企業、各種団体、行政の連携のもと、地域安全体制の充実に努めます。	共働課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度より、坂出市内における交通の諸問題について関係機関および団体相互の緊密な連絡を図り、交通安全意識の高揚、交通環境の整備促進および交通事故防止のため、有効な施策を講じ、交通安全都市を実現することを目的として「坂出市交通安全推進協議会」を設置している。 ・関係機関や地域、企業、各種団体と連携して、交通安全街頭キャンペーン、交通安全教室、違法駐車防止重点地域における巡回活動等の交通安全諸活動を実施し、地域安全体制の充実に努めている。 		(継続・見直し・廃止)

8. 安全・安心		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(2) 救急・防災対策の推進					
①	広報誌やホームページ等を活用し、避難所等の情報や防災知識の普及・啓発を図ります。	危機監理室	・広報誌「防災ははじめの一步」の連載、ホームページでの防災情報の掲載を実施する。 ・おとめ隊による「避難所運営マニュアルの作成」においても要配慮者についての対応を記載。	・ホームページの閲覧件数が少ない。	(継続・見直し・廃止)
②	避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発を推進し、避難支援体制の確立および地域防災力の向上を図ります。	危機監理室	・毎年各課からの情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成している。 ・避難行動要支援者避難支援計画については、自主防災組織等を通じて啓発している。	・避難支援者の高齢化、自治会加入率の減少等により、避難行動要支援者避難支援計画の作成件数が増加しない。	(継続・見直し・廃止)
③	障がい者や高齢者にも配慮した使用しやすい防災機器等の普及に努めます。	危機監理室	・防災訓練・防災講話における備蓄品、家具の転倒防止器具等の広報を実施。	・計画の対象者と接する広報の場が少ないことから、障がい者利用施設ほか、関係者の協力が必要と考える。	(継続・見直し・廃止)
		消防本部	・障がい者他の特性に配慮した使用しやすい防災機器等の普及に努めている。 ・特に火災による逃げ遅れを防ぐ為、住宅用火災警報器の普及に努めており、わかりやすいパンフレット等の広報資料を選定し、街頭活動および防災訓練ほかの機会に配布するなど、積極的に取り組んでいる。 ・併せて障がい者等の利用が想定される建築物に対して、火災発生時にせん光が点滅する機能を有する避難設備の設置を指導している。 ・住宅用火災警報器の設置率は年々向上している。 ・障がい者他の火災による死者は発生していない。		・引き続き広報活動及び行政指導を継続する。
		ふくし課	・日常生活用具購入の給付事業において火災警報器・自動消火器を対象者に給付。 ・障がい種別にかかわらず、障害者手帳を交付されており、火災発生時の感知・避難が困難な重度の障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯を対象としている。 ・平成27年度から令和元年度の火災警報器、自動消火器の申請、給付実績なし。		・制度の周知は「福祉のしおり」や市ホームページに掲載しているが、現状火災警報器・自動消火器の申請、相談は少ない。
④	地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。	危機監理室	・防災訓練・防災講話の実施(令和元年度34件)	・同じ訓練内容では、訓練自体が形骸化していくことが考えられる。訓練の多様化を実施していくべきだと考える。 ・訓練参加者や訓練実施施設が固定化されないよう、幅広く訓練の実施を促していく必要がある。	(継続・見直し・廃止)
		消防本部	・地域の自主防災組織の訓練指導および社会福祉施設の訓練指導については、施設ごとに年間2回の訓練を実施、トータルで約120回の訓練指導を実施している。 ・昨今の各地での災害発生状況をのりし、訓練参加者も以前にも増して真剣に取り組んで頂いている。 ・訓練での防災教育の普及啓発を推進していくことで地域、福祉施設の防災力の向上に繋がる。		(継続・見直し・廃止)
⑤	指定避難所での集団生活が困難な障がい者等に対しては、福祉避難所(二次避難所)を確保するとともに、社会福祉施設等との協力体制を図ります。	危機監理室	・福祉避難所についてホームページに名称・所在地を掲載、市民の理解を深めるために広報を実施する。	・施設数を増やすこと	(継続・見直し・廃止)
		ふくし課	・障がい者が大規模災害に被災された場合、障がいの特性上、一般の指定避難所では長期間の避難は困難な場合があり、障がい者への専門的な援助技術を有する施設の協力を得て、予め福祉避難所(二次避難所)を確保する必要がある。 ・平成23年度に(福)若竹会および(医社)五色会と「坂出市が福祉避難所(二次避難所)を開設する必要が生じた場合には、要保護障がい者の受け入れに協力する」旨の協定を交わし、2法人の協力のもと、現在障がい者施設関連で4カ所の福祉避難所(二次避難所)がある。(福)若竹会とは対象施設の変更に関して協定見直しを行う。(R2)		(継続・見直し・廃止) ・社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を構築するため、福祉避難所(二次避難所)の設置などに努める。 ・災害が発生した場合における物資(福祉用具)の調達及び供給のため、物資の供給についての協力を要請や優先的な物資の供給等に関する協定の締結も今後検討が必要である。
⑥	119番登録制度や発信地表示システムにより、災害時や緊急時の迅速な救済活動を図ります。	消防本部	・119番登録制度により、登録者から災害の要請があれば登録番号を聴取入力するだけで「登録者情報」と災害現場が地図に表示され、救急隊に迅速に傷病者情報として紙データで送られ災害現場へ持参し活用している。 ・「登録者情報」を活用し医療機関への情報伝達等がスムーズに行われており、現場滞在時間の短縮にもつながっている。 ・発信地表示システムにより緊急通報時に速やかに災害要請現場の特定が行えることにより、緊急出場するまでの時間が短縮されている。 ・聴覚、音声または言語機能障がいにより音声による119番通報が困難なことから緊急出動要請に迅速に対応できるよう「Net119緊急通報システム」を導入し、令和2年10月より運用を開始する。このシステムに登録することにより、緊急時には全国どこからでも119番通報を行えるようになる。	・119番登録制度登録時には説明していますが、災害の発生場所が自宅以外の場合があるため、発生場所を聴取するようにしている。 ・119番登録制度取り消しについて、119番登録制度登録者が死亡した場合、すべての登録者が取り消しを行っているかが分からず登録者数の整合性がとれていない。	(継続・見直し・廃止) ・緊急時には全国どこからでも119番通報を行える「Net119緊急通報システム」を継続的に広報し、登録者数の増加を図っていく。
⑦	障がい者や高齢者、その他健康に不安のある人の安全・安心を確保するため、救急医療情報キットを配布(平成24年6月実施)し、生命の危険を守ります。	ふくし課	・障がい者通所施設や民生委員等の協力により救急医療情報キットを配布し、緊急時と災害時における迅速な救済活動に役立っている。 ※別紙表10参照	・救急医療情報キットに保管する医療情報等が最新のものとない適切な処置を受けることができないため、情報更新を忘れないようにする必要がある。	(継続・見直し・廃止) ・配布対象者への普及を拡大できるよう、救急医療情報キットの配布を継続していく。

9. 差別の解消・権利擁護		主な担当課	主な実績 (平成27～令和元年度)	課題	今後の方向性
(1) 障がい者理由とする差別の解消の推進					
①	障がい者理由とする差別をなくすため、障がい者や障がい者に対する理解を深めるための啓発や「障がい者週間12月3日～9日」の周知を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。	ふくし課	・障がい者等に対する理解を深めるための啓発や「障がい者週間12月3日～9日」の周知を広報誌等で行い、障がい者の人権を尊重する。	・広く周知するための啓発方法の検討	(継続・見直し・廃止) ・市広報誌に加え、市ホームページ等の活用によるさらなる周知に努める。
②	「坂出市人権尊重のまちづくり条例」により、すべての人が、人間らしく幸せに生きるための人権尊重社会の実現をめざし、人権啓発を推進します。	人権課	・「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、坂出市人権啓発推進会議を中心とした啓発活動に努め、市民や事業者、障がい者への理解を促すとともに、障がい者理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権が守れるよう、さまざまな啓発を実施している。	・5年毎に継続して実施している「人権に関する市民意識調査」では、障がい者など、さまざまな人権課題について調査している。その中で、障がい者に対する人権意識について検証・分析し、障がい者の人権に関する現状の把握に努め、今後の人権教育・啓発をより効果的な手法等を研究していくことが必要である。	(継続・見直し・廃止) ・今後とも、「坂出市人権尊重のまちづくり条例」を基本とし、すべての人が、人間らしく幸せに生きるための人権尊重社会の実現をめざし、「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、より効果的な人権啓発活動を推進する。 ・市民へ「障害者差別解消法」の周知を図り、障がい者の基本的人権が守られるよう啓発に努め、障がい者が個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障し、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう取り組む。
③	障がい者差別解消法(平成28年4月施行)の円滑な施行に向けた検討を行います。	ふくし課	・従来からの人権擁護委員や人権課などの人権相談窓口に加え、ふくし課の障がい福祉係も庁内外の相談窓口の一つとなっている。 ・障害者差別解消法では、市において「障がい者への不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を義務付けており、この法律に基づき、職員が適切に対応するための「職員対応要領」を策定し、障がい者も含め、市民の方々がより利用しやすい市役所となるよう努めている。 ※別紙表11参照		(継続・見直し・廃止) ・地域生活支援事業の「理解促進研修・啓発事業」を活用するなど、様々な手段による幅広い周知に努める。
(2) 権利擁護の推進					
①	意思決定の困難な障がい者が財産管理や福祉サービスの利用等で困ることがないように、関係機関と連携し、成年後見制度等の利用支援を行います。	ふくし課	・判断能力が不十分な障がい者について、成年後見人等の選任の申し立てを裁判所に行っている。 ・対象者の資力が不十分な場合は、申立て費用の助成や、後見人等に対する報酬の助成を行っている。 ※別紙表12参照	・後見人等・被後見人等間の良好な関係が築けず、支援が困難なケースがある。	(継続・見直し・廃止) ・判断能力が不十分なかたの意思を尊重しより権利を保護するため、成年後見制度利用促進法が制定されており、同法に基づいた中核機関が令和2年度から坂出市後見センターに設けられた。その中核機関も利用しながら、適切な後見人等の支援ができるようになる。
②	坂出市障がい者虐待防止センター(平成24年10月設置)による虐待防止対策を実施するとともに、虐待通報の受理、虐待を受けた障がい者の保護、養護者への支援を行います。	ふくし課	・平成24年10月1日に坂出市障がい者虐待防止センターをふくし課障がい福祉係に設置するとともに、厚生労働省および香川県の「障害者虐待の防止と対応」に基づき、「坂出市における障害者虐待防止対応マニュアル」を作成し、「障がい者虐待の予防・早期発見」と「虐待を受けた障がい者・養護者への迅速な対応」にあっている。 ・虐待が認められるケースで緊急的な対応が必要な場合、中讃東園地域生活支援拠点等事業の中で、短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保するとともに、緊急時の一時受け入れ後に必要な対応が取れる仕組みを設けている。 ※別紙表13参照	・広範かつ複雑な難しいケースもあり、対応に苦慮している。 ・障害者虐待防止法の周知、虐待に関する理解の促進 ・「虐待＝社会的支援が必要」⇒当事者だけでは改善できない ・「虐待認定」⇒行政を含めた社会的支援機関による介入・支援の必要性の確認⇒慎重な対応が必要	(継続・見直し・廃止) ・コアメンバーを中心に、対応に携わる職員の理解促進
③	人権擁護委員による人権相談を継続して行います。	人権課	・人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された人権擁護委員により、毎月1回特設人権相談所を開設し、人権に関わる相談に対応している。 ・市内幼・小・中学校等での人権教室の開催や人権啓発街頭キャンペーン等を実施し、啓発活動に努めている。	・相談内容によっては法務局等の専門機関等への紹介を行っているが、多様化する現状に迅速かつ的確に対応していくことが必要である。	(継続・見直し・廃止) ・「坂出市人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、関係各課がその所管事務との連携で、障がい者の人権にかかわる各種啓発活動に取り組み、市民一人ひとりが障がい者の人権を尊重することの重要性を正しく認識し、障がい者の人権に十分配慮した行動ができるよう取り組んでいく。 ・一般的な啓発活動のほか、人権擁護委員による特設人権相談所の開設や人権教室等を実施し、法務局等の関係機関と連携し、活発な活動を実施していく。

※9(2)②に関連し、第1回協議会時に委員より、「障がい者虐待防止センター」の実績についてご質問がありましたが、上記で本市虐待案件対応の現状と課題等について記載するとともに、平成27年度から令和元年度の過去5年間の通報等件数および虐待認定件数について、別紙表13にお示ししています。

表1

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障がい者(付添含む)	205	225	245	224	222
ボランティア等	123	106	112	81	92
計	328	331	357	305	314

表2

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体	27	28	40	67	59
知的	132	148	160	179	112
精神	-	-	-	192	291
計	159	176	200	438	462

表3

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
同行回数	6	11	9	16	5
市からの指導	3	8	5	10	2

表4

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
香川県障害者スポーツ大会	23	23	24	21	20

表5

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
特別支援学校高等部生徒を対象とした資格取得費補助金	¥0	0件	¥0	0件	¥5,000	2件	¥12,200	8件	¥5,250	1件
職場実習受入企業への奨励金	¥100,000	5件	¥160,000	8件	¥100,000	5件	¥40,000	2件	¥100,000	5件
障がい者本人への就職支度金	¥180,000	5件	¥216,000	6件	¥144,000	4件	¥36,000	1件	¥288,000	8件
計	¥280,000	10件	¥376,000	14件	¥249,000	11件	¥88,200	11件	¥393,250	14件

表6

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	142	145	142	141	139
実習障がい者延べ人数	359	367	319	300	274
総売上	¥2,295,240	¥1,867,065	¥1,567,110	¥1,276,695	¥1,215,790
来客数	6,026	4,724	4,049	3,270	3,014
参加施設数(含観光協会)	144	144	144	144	144
1日平均売上	¥16,164	¥12,876	¥11,036	¥9,055	¥8,747

表7 障がい者就労施設等からの物品等調達目標および実績(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標額	2,200	2,200	2,200	2,200	2,400
実績額	1,979	2,053	2,167	2,792	2,286

表8

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
自動車改造助成	件数	1件	2件	2件	2件	1件
	助成額	100,000円	200,000円	200,000円	200,000円	100,000円
運転免許取得助成	件数	1件	1件	0件	1件	0件
	助成額	100,000円	100,000円	0円	100,000円	0円
介助者用自動車改造助成	件数	1件	1件	2件	0件	0件
	助成額	300,493円	119,866円	798,424円	0円	0円

表9

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手話通訳者派遣事業	88	54	18	16	5
要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業のうち庁外へ出張	101	222	147	141	111

表10 救急医療情報キット配布数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配布数	428	239	265	274	332

表11 相談件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障がい者本人から	1	0	0	0
関係者から	0	1	0	0
各課から	5	5	2	0
計	6	6	2	0

表12 成年後見制度利用実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
市長申立て	件数	0件	0件	2件	1件	1件
	助成額	0円	0円	12,200円	11,890円	17,600円
報酬助成	件数	0件	1件	1件	0件	2件
	助成額	0円	120,000円	152,000円	0円	205,000円

表13 障がい者虐待の状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	通報等件数	虐待認定	通報等件数	虐待認定	通報等件数	虐待認定	通報等件数	虐待認定	通報等件数	虐待認定
養護者	2	1	1	1	2	2	2	1	5	2
施設従事者等	2	2	3	1	3	1	4	1	0	0
使用者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
計	4	3	5	2	6	3	6	2	5	2